

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人発達科学研究教育センター定款第13条及び第26条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い、必要となる経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり100万円を超えない範囲で、理事会において定める。

2 非常勤役員に対しては、理事会又は評議員会等に出席の都度、日当として別表に掲げる金額を支給する。ただし、非常勤役員に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100万円を超えないものとする。

3 評議員に対しては、評議員会等に出席の都度、日当として別表に掲げる金額を支給する。ただし、評議員に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100万円を超えないものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 この法人は、役員及び評議員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は1カ月毎に計算し、その発生した日の属する月の翌月末日までに、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ銀行振込又は現金で支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、この請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

2 理事会及び評議員会に出席した役員及び評議員の交通費はその実費を支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人発達科学研究教育センターの設立の登記のあった日から施行する。

附 則 (平成25年1月22日改定)

この規程の改正は評議員会決議のあった日から施行し、改正後のこの規程は、同日以後開催の理事会及び評議員会に係る日当から適用する。

附 則 (令和5年3月6日改定)

この規程の改正は評議員会決議のあった日から施行する。

別 表

業務等の種類	日当 (1名当たりの日額)
理事会への出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
評議員会への出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
監事による監査業務の実施	50,000 円を超えない範囲で理事長が別に定める額